平成２１年（フ）第６１０４号
大阪市東成区中道２丁目８番４号
債務者　吉本淑美こと　金　　壬淑
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１０５号
大阪市東成区中道２丁目８番４号
債務者　吉本こと　権　　光照
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１２８号
大阪府大東市深野３丁目７番34号　深野園住宅Ｅ棟201号
債務者　赤土　知子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３２号
堺市南区原山台５丁１番５―823号
債務者　へんちくりんこと　馬場園久子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９４５号
大阪府柏原市石川町７番30―341号
債務者　田坂　　彰
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９６３号
大阪府松原市天美北５丁目６番18号
債務者　サウオールこと　竹田　英子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５３８号
福岡市中央区輝国２丁目13番16―404号
債務者　筒井　敦己
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７６３号
広島市西区庚午北４丁目２番17―305号
債務者　原塚　桂子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１８０号
福岡県糟屋郡志免町大字別府441番地１　ルネス空港東105号
債務者　森田　浩治
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２７５号
福岡県糟屋郡宇美町障子岳２丁目18番31号　フースミーツハウスＡ203号
債務者　市川　礼治
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２９９号
福岡市博多区大字板付868番地２
債務者　北村　百代（旧姓荒瀬）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４８５号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目27番10―104号
債務者　馬場　秀世
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６２０号
福岡市東区八田４丁目４番7832号
債務者　中瀬　鐵主
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６２１号
福岡市東区八田４丁目４番7832号
債務者　中瀬　和子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６６１号
福岡市西区野方６丁目23番３―101号
債務者　西尾　光弘
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７０３号
福岡市南区曰佐５丁目７番10―102号
債務者　大谷　花子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７３６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈373番地
債務者　猪俣　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部